

様式第 26 (第11条関係) (平 5 通産令75・平 7 通産令57・平 8 通産令79・平10通産令87・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第36繰上・一部改正、平12通産令357・平15経産令72・平16経産令28・平27経産令 7・令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正)

【書類名】 防護標章更新登録料納付書

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【防護標章更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

[備考]

- 1 商標法施行規則第18条第 2 項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 2 その他は、様式第 9 の備考 1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考 2並びに様式第19の備考 1 から 5 までと同様とする。この場合において、様式第19の備考 1 中「特願」とあるのは「商願」と、備考 3 中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標章更新登録出願人】」と、備考 4 中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考 5 中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。